

寄稿2

近畿経済産業局特許室のご紹介

近畿経済産業局 地域経済部 産業技術課 特許室長

西尾 元宏

抄録

国を挙げて地方創生に向けた取組みが本格化する中、首都圏に次ぐ経済規模を持ち、様々な技術や地域資源の集積する関西地域には大きな期待が寄せられています。経済産業省・特許庁は地域を支える中小・ベンチャー企業等への知財支援に注力する方針を定めており、近畿経済産業局特許室ではこの方針に沿って、知財活用支援を通じた関西の地域産業活性化に取り組んでいます。絶えず地域の課題やニーズを探り、これに即した支援を提供すべく、他の機関や関係者とも密に連携しながら様々な活動に注力していきます。

1. はじめに

平成26年9月に政府に発足した「まち・ひと・しごと」創生本部の取組みをはじめとして、地方の活性化は我が国の大きな課題の一つとなっています。この課題に対し、知的財産の活用の点からも地域の特性やニーズに即したきめ細かい支援が求められており、これを担うのが各経済産業局に設置された特許室です。本稿では、特に筆者の所属する近畿経済産業局の特許室を中心に、その業務についてご紹介したいと思います。

なお、本稿における見解等は、あくまで筆者個人のものであり、筆者の所属する組織の公式見解を示すものではありません。

2. 近畿経済産業局

近畿経済産業局（以下、「近畿局」とも言います。）は、大阪駅から市営地下鉄谷町線で2駅、「天満橋駅」から徒歩3分に建つ大阪合同庁舎1号館の2、3、5階にあります。大阪城がすぐそばにあり、登庁時には進行方向正面に天守閣が見えます。お城に出仕する武士の心持ちです。

大阪合同庁舎1号館には、他に近畿地方整備局、近畿総合通信局や近畿農政局大阪地域センターが入ります。また、隣には大阪国税局などが入る大阪合同庁舎3号館が並ぶほか、付近には法務局や大阪府庁、府警察本部などが集まっており、このあたりは大阪の官庁街となっています。



大阪合同庁舎1号館

8F	近畿地方整備局
7F	近畿地方整備局
6F	近畿農政局大阪地域センター
5F	近畿経済産業局（資源エネルギー環境部）
	近畿地方整備局
4F	近畿総合通信局
3F	近畿経済産業局（地域経済部（特許室）、産業部など）
2F	近畿経済産業局（総務企画部など）
1F	近畿地方整備局

経済産業局とは、経済産業省の地方ブロック機関であり、各地方における経済産業施策の総合的な窓口機関となります。北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の8つの区域につき、それぞれに経済産業局が設置され、

沖縄では内閣府の沖縄総合事務局内に置かれた経済産業部がその役割を果たしています。近畿局は、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府5県を管轄区域としています。



〈近畿経済産業局の管轄区域〉

組織としては、近畿経済産業局長をトップに、総務企画部、地域経済部、産業部、通商部、資源エネルギー環境部、神戸通商事務所が置かれています。ただし、神戸通商事務所は上記の大阪合同庁舎ではなく、兵庫県神戸市の神戸地方合同庁舎内にあります。

局全体で常勤職員は約300名、非常勤職員が数十名います。常勤職員のほとんどは近畿局で採用された、いわゆるプロパーの職員ですが、本省や特許庁からの出向者数名のほか、人事交流により他省庁や自治体、外部組織から出向されている方が局内で合わせて10人ほどいます。

関西¹⁾地域には、世界をリードする企業群と大学、研究機関の集積や歴史と伝統に培われた文化などの多彩な地域資源があり、対全国比でおよそ2割の経済規模を有します。この関西がよりパワフルに、より魅力的になるよう、近畿局では以下のミッションに取り組んでいます²⁾。

成長分野の推進（関西メガ・リージョン活性化構想の実現）

- ・関西にポテンシャルの高い電池関連産業、スマートコミュニティ等の「グリーン・イノベーション」、医療機器、創薬等の「ライフ・イノベーション」、航空機市場進出、環境・省エネビジネスの海外展開、クールジャパン戦略等の「アジア経済」等の成長分野推進に関する各種施策。
- ・産学連携拠点の形成、情報環境の整備、知財の活用、人材育成の推進等の成長分野を支えるイノベーション創出基盤整備に関する各種施策。
- ・先導的な中小企業の研究開発、販路開拓、海外展開支援、

農商工連携等に関する各種施策。

地域経済基盤の形成

- ・成長分野やサプライチェーンの要となる企業の立地促進、地域のコミュニティの基盤となる中心市街地・商店街の振興、海外からの人・物・資金を呼び込むための仕掛け作り等の地域経済基盤の形成及び地域の国際競争力維持・向上のための各種施策。
- ・我が国の産業基盤を支える多くの中小企業への、金融支援、経営力向上支援、下請取引適正化策等の各種施策。

安全・安心な社会の構築

- ・省エネ・新エネ機器の導入推進、節電への対応、地球温暖化対策、資源リサイクルに関する規制等の資源・エネルギーに関する各種施策。
- ・国民生活に関わりの深い製品安全の確保、消費者取引被害の防止等の各種施策。

3. 近畿経済産業局特許室

近畿経済産業局（大阪合同庁舎1号館）内、3階西側の一角に特許室の執務スペースがあります。

組織上は、「近畿経済産業局 地域経済部 産業技術課 特許室」です。室員は筆者のほか、局の常勤職員が5名、調査員4名の計10名と、室として比較的大きな部署となっています。

近畿局特許室の歴史は今から60年ほど前にさかのぼります。特許室開設の前には、大正11年から特許庁直属機関として大阪に閲覧所が設置されており、昭和26年以降大阪通商産業局（近畿経済産業局の前身）の技術課に統合吸収されていました。このような状況で、関西では特許庁の大阪出張所が強く要望されていた一方、特許庁でも関西



近畿経済産業局特許室の執務スペース

1) 本稿では近畿経済産業局の管轄地域である福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県を指すものとする。
 2) 参考：JUMP UP！ KANSAI（近畿経済産業局施策集）<http://www.kansai.meti.go.jp/7kikaku/JUMPUPKANSAI/jumpupkansai-1.pdf>

方面に相談業務と特許庁との連絡機関を設置したいとの希望があり、昭和33年の大阪通商産業局の庁舎移転（現在の大阪合同庁舎第1号館）を契機に、全国に先駆けて大阪通商産業局に特許室が開設されました。特許等に関する指導・相談、公報類の閲覧サービスの提供を目的とし、当初は特許庁から出向の室長1名と大阪通商産業局の担当者1名の計2名でスタートしたそうです。

その後、大阪科学技術センター（昭和38年～）や近畿富山会館（昭和45年～）、関西特許情報センター（旧夕陽丘図書館：平成9年～）への移転を経て、平成11年から近畿局内で業務を行っています³⁾。

〈各地方局の特許室開設時期〉

近畿経済産業局	昭和33年8月
中国経済産業局	昭和55年10月
九州経済産業局	昭和60年10月
東北経済産業局	昭和62年10月
北海道経済産業局	平成元年7月
四国経済産業局	平成2年10月
中部経済産業局	平成3年10月
関東経済産業局	平成9年10月
沖縄総合事務局	平成12年1月

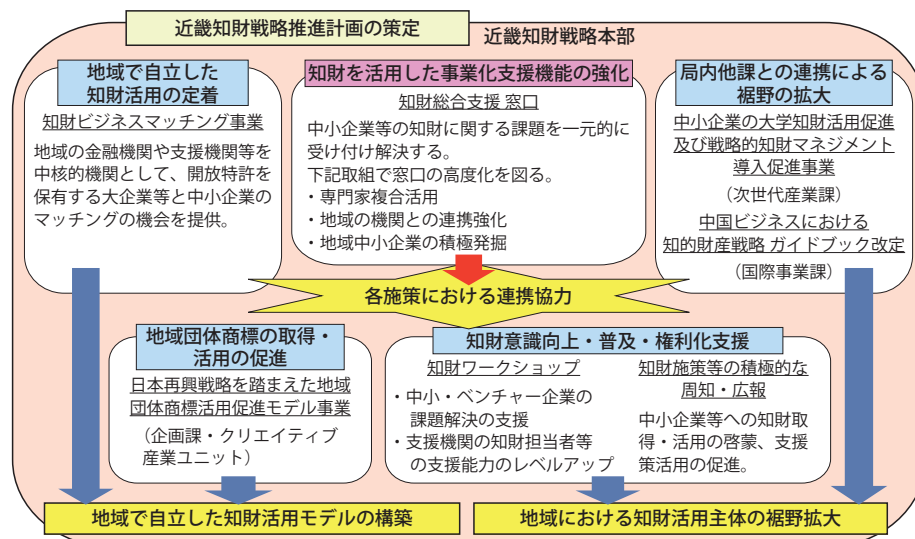
ちなみに、全国の各地方経済産業局にもそれぞれ特許室が設置されていますが、前述のとおり近畿の特許室は最も早く開設されており、その後2番目に開設された中国経済産業局特許室でも、近畿局特許室開設から20年余りあつてでした。

4. 近畿局特許室の業務

近畿局特許室は、近畿経済産業局の一部署として知的財産（工業所有権）の保護及び利用の観点から局のミッション遂行に寄与しており、特に室のミッションとして「中小・ベンチャー企業の知的財産活動に関する幅広い支援」を掲げて業務を行っています。

特許室業務にあたっては、特許庁や他の地方局特許室とも連携し、知的財産施策として全国で統一された方針のもとに、地域の支援に取り組んでいます。そのため、各地方局の特許室長のほか、担当部長・課長等が特許庁に集まり、地域の知財支援施策について議論をする機会も設けられています。ちなみに、経済産業省設置法によれば、特許室の主な業務については特許庁長官の指揮監督を受けるものとされています（下記脚注参照⁴⁾）。

平成26年度近畿経済産業局特許室における重点的取組



〈近畿局特許室の取組（平成26年度）に関する概要図〉

3) 平成11年に関西特許情報センターから一部業務を近畿局内に移した後は、同センター内と近畿局内との2事務所体制で業務を行っていたが、同センターの閉館に伴い、平成23年から現在のように近畿局内に一本化された。

4) 経済産業省設置法（抜粋）

第十条（一部省略）

経済産業局は、経済産業省の所掌事務（……）を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法……に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属させられた事務をつかさどる。

2 経済産業局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第十七条、第二十三条又は中小企業庁設置法第四条に規定するものについては、それぞれ資源エネルギー庁長官、特許庁長官又は中小企業庁長官の指揮監督を受けるものとする。

3、4項（省略）

第二十三条

特許庁は、前条の任務を達成するため、工業所有権に関する出願書類の方式審査、工業所有権の登録、工業所有権に関する審査、審判及び指導その他の工業所有権の保護及び利用に関する事務並びに第四条第一項第七号、第五十六号及び第五十八号に掲げる事務をつかさどる。

以下では、近畿局特許室で行っている業務の概要をご紹介します。さらに詳細な情報についてはホームページ⁵⁾や、近畿局特許室が作成している「知財戦略支援策ガイド」⁶⁾をご覧ください。

(1) 近畿知財戦略本部

地域の中小企業・ベンチャー企業は、大企業と比べて、知的財産戦略に対する意識がいまだに十分であるとは言えず、また、資金や人材などを知的財産戦略に対して十分に投入できる状況にありません。このため、「知的財産立国」に向け内閣に設置された知的財産戦略本部では、地域の経済産業局等に「地域知財戦略本部」を整備し、中小企業・ベンチャー企業の権利取得等を支援する方針を定めました⁷⁾。

これを受け、近畿では近畿局局長を本部長、近畿局地域経済部長を副本部長として、学識経験者、弁理士、弁護士、公認会計士、企業経営者、支援機関担当者等で構成する「近畿知財戦略本部」を2005年5月に設置しました。近畿局特許室は、事務局としてこの知財戦略本部を運営するとともに、知財戦略本部が策定した「近畿知財戦略推進計画」に沿って各種事業に取り組んでいます。

近畿知財戦略推進計画は、過去3期(2005年、2007年、2010年)の策定を経て、平成26年度に現行第4期目の計画(近畿知財戦略推進計画2014)を策定しました⁸⁾。

(2) 知財総合支援窓口

特許庁では、地域を支える中小企業等の知財活動支援を強化するため、中小企業等が経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開までの知的財産に関する悩みや相談をワンストップで受け付ける支援窓口を、全国57カ所に設置しています⁹⁾。この知財総合支援窓口の事業は、特許庁からの委任を受けて各地方でそれぞれの特許室が実施しており、関西地域の各府県における事業は近畿特許室が担当しています。

「窓口」という名前になっていますが、この事業では単に窓口で相談者が来るのを待っているだけではありません。積極的に地域の中小企業を訪問しながら課題抽出も含めた解決支援を行ったり、地域の様々な支援機関との連携を図り、必要な企業に対し必要な支援メニューを提供することができるよう、支援のネットワーク作りにも力を入れ

ています。その一環として、各府県ごとに自治体や商工会、弁理士等の専門家や金融機関の担当者などを集めた「知財連携会議」の取組みも実施しています。

また、この窓口は地域における知財活用支援の中核として、特許室が実施する他の事業においてもその知見を活かし様々な形で連携しています。

知財総合支援窓口では、ビジネス環境や知財施策に合わせた質の高い支援の提供が必要であり、今後も相談体制の整備・強化(利便性の高い場所、質の高い支援人材、弁理士・弁護士等専門家の更なる活用等)が求められています。

(3) 知財ビジネスマッチング

近畿局特許室では、地域の中小企業等による知財の活用を促進するため、平成23年度から大企業等の開放特許(シーズ)と中小企業(ニーズ)とのマッチングを図り、中小企業の新事業創出を支援する「知財ビジネスマッチング事業」を実施しています。

この事業では、中小企業に対するコーディネート等を行う金融機関や中小企業支援機関が主体となり、近畿局や知財総合支援窓口等との連携によって、ライセンス候補となる中小企業の発掘から大企業との面談、ライセンス契約、商品化に至るまでの一連のプロセスを実施する知財活用モデルの構築を目指しています。

ただ、マッチング自体の難しさや、商品開発のプロセスに時間がかかることもあり、実際に事業化された案件はまだ数例にとどまっています。今後事業スキームの様々な工夫によりマッチングの成功率を上げ、知財活用促進や活用モデルの自立につなげていきたいと考えています。

(4) 知財ワークショップ

近畿局特許室では、中小・ベンチャー企業にとって重要な課題の解決を支援するため、知財戦略の策定、国内外での権利化、権利侵害対策など、知財をテーマとしたワークショップを開催しています。

海外展開を含め、知財を活用した経営戦略のサポートにつながるテーマに積極的に取り組むとともに、知財総合支援窓口や地域の自治体、支援機関等と連携して把握した各地域のニーズをできる限りテーマや内容に反映させるようにしています。

5) <http://www.kansai.meti.go.jp/chizai.html>

6) <http://www.kansai.meti.go.jp/2tokkyo/02shiensaku/guide/shiensakuguide.pdf>

7) 参考：知財推進計画2004 第3章 4. (2) 2) i)

「2004年度も引き続き、中小企業・ベンチャー企業の権利取得等を支援するため、地域の経済産業局等に「地域知財戦略本部」を整備し、産業クラスターとの連携を図りつつ、全国各地域において知的財産権制度に関する相談、産業財産権の取得方法や特許情報の検索方法に関する相談などの窓口機能の充実を図るとともに、専門家による個別相談を実施する。」

8) 参考：http://www.kansai.meti.go.jp/2tokkyo/04kip-net/about_kip-net.html

9) 参考：<http://chizai-portal.jp/index.html>

(5) 近畿知財塾

多くの中小・ベンチャー企業では、資金的・人的制約等により、知財に関する社内外での情報交換が困難となっています。そこで、近畿局特許室では、経営者や知財担当者等(以下、塾生)を集めて定期的に会合を開催する「知財塾」を実施しています。他社の知財担当者との意見交換を通じ、知財活用のレベルアップを図るとともに、知財担当者間のネットワークを強化してもらうことも目的の一つとなっています。また、過去の塾生と現役の塾生のネットワーク支援(合同会合)も行っています。

(6) 局内他課との連携事業

上記のように特許室主体で実施する事業のほか、近畿局内の他部署との連携で実施している事業もあります。ここでは平成26年度に実施した事業の概要をご紹介します。

① 先進的中小企業による大学の知財活用促進

近畿局の次世代産業課と連携して実施している事業です。大学の技術シーズと中小企業とのマッチングを図り、事業化等につなげようというものです。特にロボティクス分野に特化して取り組んでいます。

② 知財活用に関するガイドブック等の作成

中小企業等が知財を活用するにあたり参考となるような冊子や、知財活用を促すために周知啓発を図るための冊子などを作成しています。平成26年度は近畿局の国際事業課と連携し、中国ビジネスにおける知的財産戦略ガイドブック(過去に作成した冊子の改訂版)の作成に取り組みました。

なお、これまでも、国際事業課とは知的財産を活用した海外展開に関する冊子の作成に取り組んでおり、成果物として面白い読み物が出来ていますので是非目を通してみてください¹⁰⁾。

③ 地域団体商標の活用モデル事業

近畿局の企画課及びクリエイティブ産業ユニットと連携した事業で、地域資源と異分野関係者(プロデューサー、デザイナー、流通関係者等)とをマッチングさせることで、地域団体商標を活用しつつ、新たな商品開発、市場開拓を図ります。地域団体商標を軸にした地域資源のブランド力向上に資する仕組み作りを目指しています。

④ バイオベンチャーの事業化戦略策定支援

近畿局のバイオ・医療機器技術振興課との連携事業です。これまでにバイオ分野のベンチャーの事業計画策定を三士業(弁理士、弁護士、会計士)で支援してきた複数の事例について分析し、起業時に必要となるビジネスプランや中小企業の新事業にかかる事業化戦略策定支援のポイントをとりまとめました。これを三士業や支援機関等の支援のためのノウハウ伝授および中小ベンチャー企業の事業化のための手引きとして活用していきます。

(7) その他

その他特許室で行っている業務につき、簡単にご紹介します。

・ 行事への参加、講演・発表

各種の式典行事や表彰式、会議、委員会、懇親会など¹¹⁾に参加させていただきます。中には少し時間をもらって一言ご挨拶したり、特許室事業、特許制度や各種施策、特許審査の内容などについて説明する機会をいただくこともあります。

・ 企業や支援機関等との意見交換

特許室では様々な知財支援を企画・実施していますが、それらの支援が実際のニーズに沿ったものでなければ意味がありません。また、現場の話を伺うことにより、今まで認識していなかった支援ニーズに気付けることもあります。そこで、折に触れ様々な立場の方と意見交換を行っています。

このような意見交換は、それ単独で行うこともありますが、上に説明した各事業を実施する中でも多くの機会があります。

・ 普及啓発活動

手引きやガイドライン、PR冊子の作成・配布や、様々なイベント¹²⁾への出展により、知財活用についての周知活動、普及啓発に努めています。

また、定期的にメールマガジン¹³⁾を発行したり、ホームページの更新により、情報の発信を行っています。

・ 手数料減免手続きや、外国出願補助に関する事務

中小企業向けの手数料減免手続きや、外国出願補助事業について、各地方局特許室に委託されている事務があります。

10) http://www.kansai.meti.go.jp/2kokuji/global_PT/jireisyu.html

11) 参加行事の例としては、「近畿地方発明表彰審査委員会、表彰式」、「日本弁理士会知財評価セミナー」、「日本弁理士会近畿支部設立30周年記念式典」、「大阪府工業協会65周年記念式典」、「会計士協会定期総会懇親会」、「地域知財連携会議(各府県)」、「児童発明くふう展(各府県)」など。

12) 主な出展イベントは、「中小企業総展 in Kansai」、「国際フロンティア産業メッセ」、「北陸テクノフェア」、「ビジネスチャンス発掘フェア」、「産学ビジネスマッチングフェア」など。

13) KIP-NET Information : 近畿局特許室メールマガジン <http://www.kansai.meti.go.jp/2tokkyo/05mailmagazine/mailmagazine.html>

- ・ 認証付登録原簿謄本の交付

登録原簿（特許、実用新案、意匠、商標）の謄本に、特許庁認証官（特許室長）の認証印を押印して交付します。この謄本は裁判等における公証の証明書として利用されます。

- ・ 特許庁業務（出張用務等）のサポート

特許庁職員が関西に出張して業務を行う機会も多く、事前に連絡を取りながら様々なサポートをしたり、用務に同行したりします。例えば、幹部職員等のイベント・行事への出席、産業財産権専門官による企業訪問（普及啓発）、審査官による面接審査や企業との意見交換などです。これも管内企業等のお話を伺う機会になっています。

- ・ インターンシップ研修生の受け入れ

近畿局のスキームで、将来知的財産に関連する業務に携わることを目指している学生を受け入れ、特許室業務の一部を経験していただきます。また、特許庁職員の研修の一環で、特許室業務を経験してもらうこともあります。

5. 関西の知財支援における課題

上記4.でご紹介したとおり、近畿局特許室では平成26年度、近畿知財戦略推進計画2014の策定に取り組み、計画案の作成にあたっては有識者（学識経験者、弁理士、企業経営者、支援機関担当者）による委員会を立ち上げ、アンケート調査やヒアリング調査をもとに、関西の知財支援ニーズの現状を分析しました。この章では、上記分析からみた、関西の地域中小企業の知財支援における主な課題についてご紹介します。

なお、特許庁では、中小企業や地域への支援強化に向けて、有識者による「中小企業・地域知財支援研究会」を立ち上げ、課題分析や支援施策についての議論・報告が行われていますので、こちらもご参考にしてください¹⁴⁾。

(1) 裾野の拡大

中小企業の中には、様々な支援機関が提供する支援メニューも利用しながら知財に取り組み、経営や事業戦略の中でうまく活用して企業価値の向上に寄与している企業がある一方で、多くの中小企業は、知財に対する関心の低さ、資金やヒトの不足などから知的財産に取り組む体制が不十分となっています。

知的財産は、製造業に限らずほとんどの分野の企業にとって、自社の強みを活かしリスクを抑えて事業を戦略的に進めるための重要なツールであることは言うまでもあり

ません。多くの企業がそのことに気づき、知的財産への取組みの強化が図られるよう、中小企業等への普及啓発に努める必要があります。

(2) 経営に結びつけた知財活用

知財活用にあたっては、知財そのものだけに着目するのではなく、事業戦略や経営戦略と一体で考える必要があります。しかし、経営者やそれを支える金融機関の知財に対する理解や意識が不十分で、知財をうまく成果につなげられていない企業も多いことがわかっています。

そこで、例えばセミナーや成功事例の紹介などにより、経営者や金融機関に対して知財への理解を醸成することが必要です。また、近年いくつかの金融機関や公的機関が企業の知財活用に着目した融資の取組みを始めており、特許庁では平成26年度から「知財ビジネス評価書作成支援事業」等により、このような取組みを支援しています。

(3) 多様な支援メニューの提供

各企業は、業種、事業分野、事業段階、事業を取り巻く環境、経営戦略、知的財産への認識など、それぞれ異なる事情を有しており、それに応じて適した支援の内容も多様化しています。したがって、地域全体に対する画一的な支援ではなく、それぞれの事情やニーズに沿ったきめの細かい支援ができるように、多様な支援メニューを検討し提供することが必要です。

(4) 地域の支援機関等の連携

地域の中小企業に対しては、自治体や産業支援団体、商工会、商工会議所をはじめとして、金融機関、公設試験場、士業専門家（弁理士、弁護士、会計士、税理士、中小企業診断士）など、数多くの機関がそれぞれの立場から支援を実施しています。

また、企業が事業経営を進めるにあたり、何か課題が生じたときにどこに相談するかというと、課題解決に適した支援機関を探すというよりは、普段からよく接しているところにまずは何でも相談してみる、ということになりがちです。

したがって、相談を受けた機関とは別の支援機関がその課題解決に適した支援メニューを提供している場合も多いものです。このような場合には、相談を受けた機関から事案に適した支援機関へと相談をつなぎ、連携して適切な支援を提供することが重要です。そのためには、日頃から支援機関同士がネットワーク作りに努め、それぞれ他の支援機関の支援内容を理解するとともに、お互いに連絡しやすい体制を築いておく必要があります。これにより、知財支

14) http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/kenkyukai/chusho_chizai_shien.htm

援が必要な事案を漏れなく拾い上げ、適切な支援を提供して裾野拡大につなげるとともに、他の経営課題と結びつけた知財活用の支援もしやすくなると考えられます。

6. むすびに(所感など)

本稿では、筆者の経験をもとに近畿局特許室の業務や課題についてご紹介しました。記事を読んでいただいた皆様、このような機会をいただいた特技懇の皆様、どうもありがとうございました。

当初特許庁から近畿局特許室への出向の話いただいたときは全く予想外で、自分に務まるのか不安が先に立っていました。しかし、特許室をはじめとする近畿局の皆様、特許庁の皆様、その他特許室業務でお世話になっている各機関や関係の皆様は温かく支えられ、楽しく仕事をさせていただくとともに、関西生活を満喫しております。この場を借りまして改めて感謝申し上げます。今後ともご指導・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

筆者は元々特許審査官で、業務の中で特許庁外部の方と接する機会はそれほど多くなかったのですが、今は外部の方々と話をしながら仕事を進めることが多くなり、新鮮で面白く感じています。関西の人々の雰囲気も心地よく、筆者が関西出身であることも幸いしていると思います。また、職種も様々でいろいろと異なった背景・考えをお持ちの方、普段なかなかお目にかかれない立場の方などにもお会いでき、大変良い経験になっています。

もう一つ、こちらの業務で印象的に感じているのは、一口に知財活用といっても、様々なやり方、考え方があるということです。それぞれの企業が工夫して自社の強みを発揮するために工夫されており、話を聞いているだけでも大変興味深いものです。

特許審査も知財活用の過程の一部には違いないのですが、逆に一部でしかなく、そこから知財活用の広がりを理解することはなかなか難しいと感じます。特許庁では、昨年の4月に公表された、特許審査に関する品質ポリシー¹⁵⁾に示されるとおり、強く・広く・役に立つ特許権を設定することとしています。役に立つ特許権の設定とはどういうことか、審査官と知財活用支援との両方を経験した身として、今後しっかり考えていきたいと思っています。

先に書いたとおり、近畿局特許室は60年近くの長い歴史を持ち、その中で24名の方が室長を務めてこられました。筆者が25代目になりますが、25代にして初めての特許審査官です。これまでの室長にできたことが自分にとっ

て難しいという場面もあるかと思いますが、逆に自分にしかできないこともあるはず。自分なりのやり方で関西を元気にするお手伝いをしたいと思っています。

皆様にもいろいろとアドバイスいただければ幸いです。関西へ出張・ご旅行の際には、是非気軽に近畿局特許室へお立ち寄りください！

〈参考文献〉

「近畿経済産業局特許室50周年記念誌」(平成20年5月)
編集・発行：近畿経済産業局特許室
編集協力：財団法人経済産業調査会近畿本部

profile

西尾 元宏 (にしお もとひろ)

平成15年4月 特許庁入庁(特許審査第二部繊維包装機械)
調整課審査システム企画班、特許審査第二部一般機械、南カリフォルニア大学客員研究員、特許審査第二部サービス機器、調整課品質監理室を経て平成26年4月より現職

15) 参考：http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/hinshitsukanri.htm